⑵　担保資産

長期借入金9,669,352千円（一年以内返済予定長期借入金631,438千円を含む。）の担保に供しているものは次のとおりです。

土地　11,616,611千円

建物　8,746,086千円

⑶　債務保証の総額　36,499千円

⑷　運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額　691,765千円

⑸　運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額　8,290,817千円

⑹　減損関係

１．減損を認識した資産

該当事項はありません。

２．翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産に関する事項

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

名　称	用　途	種　類	場　所	使用しなくなる日
大和町宿舎	役職員宿舎	構築物	佐賀市大和町大字久池井1022―１	令和９年３月
八戸溝宿舎	役職員宿舎	土地、建物、構築物	佐賀市八戸溝３丁目10番	令和９年３月
鍋島宿舎	役職員宿舎	土地、建物、附属設備、構築物	佐賀市鍋島３丁目11番	令和９年３月
一本杉宿舎	役職員宿舎	土地、構築物	佐賀市本庄町大字本庄1034―４	令和９年３月

②　使用しないという決定を行った経緯及び理由

大和町宿舎、八戸溝宿舎、鍋島宿舎、一本杉宿舎は、建物の老朽化や入居率の低下による維持管理費の増加により、令和８年度末で廃止することが令和５年第17回役員会で審議のうえ了承されました。

③　将来使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損価額の見込額

（単位：千円）

名　称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額
大和町宿舎	671	0	671
八戸溝宿舎	393,832	134,000	259,832
鍋島宿舎	431,438	378,000	53,438
一本杉宿舎	55,344	0	55,344

⑺　資産除去債務関係

①　資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づくフロン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している建物の放射線の除去義務及び土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務であります。

②　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～46年と見積り、割引率は、0.29％～2.39％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

期首残高	149,014
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
時の経過による調整額	3,182
資産除去債務の履行による減少額	―
その他増減額（△は減少）	40,257
期末残高	192,453

⑻　収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

①　収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益25,148,548千円であります。

②　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、契約資産の残高の区分表示を含め記載を省略しております。

⑼　土地の譲渡に伴う資本金の減少

（単位：千円）

名称	ボート艇庫の土地
⑴　譲渡した土地の帳簿価額及びその概要	帳簿価額：7,565千円 面　　積：441.09㎡ 所 在 地：佐賀市諸富町大字為重字石塚分外搦四角174番２
⑵　譲渡理由	保有資産の見直しにより、不要と判断したため
⑶　譲渡収入の額	4,980
⑷　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額	1,000
⑸　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額	1,990